

令和7年度独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画の自己評価

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人労働者健康安全機構は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和7年度独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画を定めた。

調達等合理化計画に基づく令和7年度の調達に係る自己評価については下記のとおりである。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 労働者健康安全機構における令和7年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は2,671件、契約金額は1,239.9億円である。また、競争性のある契約は2,347件(87.9%)、1,206.0億円(97.3%)、競争性のない随意契約は324件(12.1%)、33.9億円(2.7%)である。

前年度と比較して、競争性のない随意契約が件数では△16件(△4.7%)と減少、金額では+2.6億円(+8.4%)と増加している。金額が増加した主な要因は、日本赤十字社からの血液製剤購入件数及び金額が前年より大幅に増加したこと等によるものである。

表1 令和7年度の労働者健康安全機構の調達全体像 (単位:件、億円)

	令和6年度		令和7年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(83.3%) 2,488	(94.9%) 969.4	(82.9%) 2,214	(92.5%) 1,147.3	(△ 11.0%) △274	(18.4%) 177.9
企画競争・公募	(5.3%) 158	(2.0%) 20.7	(5.0%) 133	(4.7%) 58.7	(△ 15.8%) △25	(183.8%) 38.0
競争性のある契約(小計)	(88.6%) 2,646	(96.9%) 990.1	(87.9%) 2,347	(97.3%) 1,206.0	(△ 11.3%) △299	(21.8%) 215.9
競争性のない随意契約	(11.4%) 340	(3.1%) 31.3	(12.1%) 324	(2.7%) 33.9	(△4.7%) △16	(8.4%) 2.6
合計	(100%) 2,986	(100%) 1,021.3	(100%) 2,671	(100%) 1,239.9	(△ 10.5%) △315	(21.4%) 218.6

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 「競争入札等」には、不落・不調随意契約分が含まれる。

(注3) 比較増△減の()書きは、令和7年度の対令和6年度伸率である。

(2) 労働者健康安全機構における令和7年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、1者の契約件数は1,072件(45.7%)、契約金額は570.9億円(47.3%)

である。

前年度と比較して、件数では△232件（△17.8%）、金額では△50.5億円（△8.1%）とともに減少している。金額が減少した主な要因は、業務委託（SPD管理業務等）、病院情報システムの整備等に係る契約が減少したことによるものである。

表2 令和7年度の労働者健康安全機構の二者応札・応募状況（単位：件、億円）

		令和6年度	令和7年度	比較増△減
2者以上	件数	1,342（50.7%）	1,275（54.3%）	△67（△5.0%）
	金額	368.6（37.2%）	635.1（52.7%）	266.5（72.3%）
1者	件数	1,304（49.3%）	1,072（45.7%）	△232（△17.8%）
	金額	621.5（62.8%）	570.9（47.3%）	△50.5（△8.1%）
合計	件数	2,646（100%）	2,347（100%）	△299（△11.3%）
	金額	990.1（100%）	1,206.0（100%）	215.9（21.8%）

（注1） 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（注2） 「1者」には、不落・不調随意契約分が含まれる。

（注3） 比較増△減の（ ）書きは、令和7年度の対令和6年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野

二者応札・応募の改善努力を継続するために、令和7年度調達等合理化計画においては、①公告期間の延長（20営業日以上）、②資格要件（過度な要件となっていないか等）の見直し、③仕様書（業務内容が具体的に記載されているか等）の見直し、④合理的な統合・分割等、⑤入札から履行までの十分な期間の確保、の5点の改善策を講じることとした。

結果として、1者の応札は、前年度との比較で件数、金額ともに減少となったが、その主な要因は、上記1.（2）のとおりである。

また、労災病院等で共通的に調達されている医療機器等の購入及びレンタル等について、本部において契約価格等を調査収集し、各施設にフィードバックすることにより情報共有を図り、積極的な価格交渉と契約手続の効率化を行った。

3. 調達に関するガバナンスの徹底

調達に関するガバナンスの徹底としては、新たに随意契約を締結することとなる案件（少額随意契約を除く）については、事前に当機構内に設置されている経理担当理事を総括責任者とする「随意契約審査会」において、会計規程等における「随意契約によることのできる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否等の観点から点検を行うこととしており、令和7年度は3回実施した。

また、適正な契約業務の履行及び合理的な業務運営のため、①労災病院等で共通的に調達されている医療機器の契約価格等の各施設との情報共有、②「契約及び管財業務マニュアル」の改訂、③会計細則等の改正を行った。

4. 推進体制等

調達等合理化計画の策定及び推進に当たっては、各事項を着実に実施するため、経理担当理事を総括責任者とする「調達等合理化検討会」において、調達等合理化を推進した。

また、監事及び外部有識者で構成する「契約監視委員会」を令和7年度は3回開催し、個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要について、随時ホームページに公表した。

さらに、「契約監視委員会」における指摘事項等については、開催後速やかに各施設に通知したほか、本部主催の「全国労災病院会計・用度課長会議」（令和7年9月2日）及び「会計業務打合せ」（令和7年9月5日）において内容の徹底を周知した。